

三川小の生活のきまり

旭市立三川小学校

- 本校の目標に照らして、児童の皆さんが健全で円滑な学校生活を送り、よりよく成長していくために決めました。
- このきまりは、児童会活動や学校評価アンケート等が出された意見を踏まえて生徒指導部会等で協議し、必要に応じて見直しを行っていきます。

1 校内でのきまりについて

(1) 授業

- ・ 特別教室移動するときは、2列で並んで静かに歩く。(学級単位で)
- ・ 通路の入り口は、最後の児童が必ず閉める。
- ・ 学習の姿勢(「ぐう・ぺた・ぴん・さっ」)に気をつける。
- ・ 学習用具は、必要なもの以外は持ってこない。

- | | |
|--------|-------|
| ・鉛筆 5本 | ・赤青鉛筆 |
| ・消しゴム | ・名前ペン |
| ・定規 | ・下敷き |

(2) 遊び

- ・ 低学年はなかよし広場で遊ぶ。なお、低学年が東校舎南側の遊具を使用する際は、職員がつく。
- ・ なかよし広場の遊具は、低学年を優先とする。
- ・ 昇降口前や校舎北側では遊ばない。(駐車場があり危険)
- ・ 植え込みの中に入り、木登りや追いかっこをしない。
- ・ 運動場や体育館以外では、ボールを投げたり、ついたりしない。また、移動するときは、縄跳びの縄を回したりしない。
- ・ 通路(西校舎と東校舎の連絡通路)を横切るときは、走らない。
- ・ チャイムがなったら、遊びをやめて、すぐに教室にもどる。

(3) その他

- ・ 休み時間(外に出るとき)は、紅白帽子(1年生は黄色い帽子)をかぶる。
- ・ 清掃の時間は、紅白帽子(白)をかぶる。
- ・ 名札は、朝、教室にきたらつけて、帰りにははずし、登下校につけない。(名札の置き場所は、所定の位置に置く。)
- ・ 靴のかかとをきちんとそろえてくつ箱に入れる。
- ・ 危険なので2階から昇降口をのぞきこまない。
- ・ 2階ベランダには、担任の許可を得て出る。1階のベランダには、土足で上がらない。
- ・ 体育館わきから登下校する児童は、運動場の中は通らず、理科室前を通る。
- ・ 登下校は、家の人と決めた通学路を通り、寄り道をしないで帰る。
- ・ 敷地内を自転車で走らない。(駐輪スペースは、体育館南と投てき板後方とする。)
- ・ 敷地内では、食べ物は食べない。(水分補給は可)
- ・ 親の送迎車は、保育所跡地を利用する。児童の引き渡しは、職員玄関で行う。
- ・ 携帯電話は、原則として持ってこない。申し出があり持ってきた場合には、職員室で下校まで預かる。

(4) 敷地内で児童が侵入してはいけない場所

- ・ 西校舎北側(職員駐車場付近)
- ・ 西校舎の西側
- ・ 東校舎の北側
- ・ 体育館の北側・東側

2 校外でのきまりについて

- ・ 道路への飛び出しは、絶対にしない。
- ・ 自転車は、保護者の許可を得て乗る。ヘルメットを着用する。
（「道路交通法」の改正に伴い、令和5年4月1日から努力義務）
※自転車使用範囲について
1・2年 自宅周辺（家の庭など） 3・4年 隣接地区まで
5・6年 学区内
- ・ 交通ルールを守り、危険な行為は絶対に行わない。（二人乗りをしない、並んで走らない、無灯火、信号無視、一時停止違反等）
- ・ ながら運転は絶対に行わない。（スマートフォンを操作しながらの運転、イヤホンで音楽を聴きながらの運転等）
- ・ モデルガンや火遊びなどの危険な遊びは、絶対にしない。
- ・ 用水路、川、道路、資材置場などの危険な場所では遊ばない。
- ・ 出かけるときは、「誰と・どこへ・何で・なにをしに・いつ帰るか」を必ず家の人に告げる。（大型店舗、ゲームセンター、海水浴、釣り、学区外への遠出は、保護者同伴とする。）
- ・ 知らない人の誘いにはのらず、絶対についていかない。いざという時には、大きな声で助けを求め、近くの家へ逃げ込む。
- ・ SNSやオンラインゲーム等で、知り合った人とは絶対に会わない。
- ・ 知らない人からの電話には気をつける。友達の電話番号や住所を教えない。
- ・ 友達の家には宿泊しない。
- ・ インターネットやオンラインゲーム、スマホ等を使用するときは、保護者の許可のもとで行う。また、友だちを不快な思いにさせないように行う。

| 帰 宅 時 刻 | | |
|-------------------|---------|--|
| 防災無線が流れたら、帰宅する。 | | |
| 4 / 1 ~ 8 / 31 | 17 : 00 | |
| 9 / 1 ~ 10 / 31 | 16 : 30 | |
| 11 / 1 ~ 1 / 31 | 16 : 00 | |
| 2 / 1 ~ 3 / 31 | 16 : 30 | |
| ※ 季節により時間が異なるので注意 | | |

◆生徒や保護者等からの困りごと・いろいろな悩みごとについての相談◆

- 千葉県警察本部「相談サポートコーナー」 043-2247-9110
（受付時間 祝祭日を除く月曜日～金曜日の午前8：30～午後5：15）
- 旭市家庭児童相談室 0479-62-5362
- 適応教室フレンドあさひ 0479-62-5353
- 銚子児童相談所 0479-24-3231（機轉用） 0479-23-0076（代表）
- 北総教育事務所東総研修所 0479-23-5954
- 千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446 043-207-6028
- ヤングテレホン 0120-783-497
- 千葉家庭裁判所 043-222-0165
- すこやか家庭教育電話相談 0471-40-8635
- 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310